

平成 29 年第 10 回 安芸太田町教育委員会議録

| | | | |
|----------------|---|---|------|
| 招 集 年 月 日 | 平成 29 年 10 月 16 日 (月) | | |
| 招 集 場 所 | 川・森・文化・交流センター 3 階 エコ学習室 | | |
| 開 閉 会 日 時 | 開 会 | 平成 29 年 10 月 16 日 (月) 午後 2 時 00 分 | |
| | 閉 会 | 平成 29 年 10 月 16 日 (月) 午後 3 時 10 分 | |
| 出 席 ・ 欠 席 委 員 | 出席委員 | 二見吉康・清胤祐子・正山幸夫・河野義文・池野博文 | |
| | 欠席委員 | | |
| 職務により会議に出席した者 | 生涯学習課長 | 栗栖浩司 | |
| | 学校教育課長 | 長尾航治 | |
| | 主幹 | 沖本直樹 | |
| | 主幹 | 萩原英子 | |
| | 課長補佐 | 児玉裕子 | |
| 会議に付した事件及び採決結果 | 議案第 31 号 | 安芸太田町社会教育委員の委嘱について | 原案可決 |
| | 議案第 32 号 | 安芸太田町公民館運営審議会委員の委嘱について | 原案可決 |
| | 議案第 33 号 | 安芸太田町立図書館協議会委員の任命について | 原案可決 |
| | 議案第 34 号 | 安芸太田町遠距離児童・生徒及び園児通学(園)費補助金交付規程の一部改正について | 原案可決 |
| 報告協議事項 | <ol style="list-style-type: none"> 1 10・11 月予定について (生涯学習課) 2 「ひろしま教育の日」 関連事業について 3 管理職選考試験・人事異動に係るスケジュールについて 4 働き方改革について 5 服務規律の厳正確保について | | |

【 議 事 録 】

日程第 1、開会

(午前 2 時 00 分開会)

教育長)

おはようございます。気温が激しく上下しますが体調はいかがでしょう。先週末は東京に 2 日間おりましたが 1 日目が 29℃、2 日目が 15℃ということで、大変な気温の変化でございました。風邪気味の人が多いようですので気をつけていただきたいと思います。それでは、私のほうから最初に報告をさせていただいて、そのあと議事、報告協議に入らせていただきます。議題を後回しにしたほうがよいものがございますか。

清胤委員)

議案第 31 号安芸太田町社会教育委員の委嘱について、第 32 号安芸太田町公民館運営審議会委員の委嘱について、議案第 33 号安芸太田町立図書館協議会委員の任命については、人事にかかわる案件でございますので、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

教育長)

他にございませんか。

(な し)

それではただ今の清胤委員の発言について採決をいたします。議案 31 号安芸太田町社会教育委員の委嘱について、議案 32 号安芸太田町公民館運営審議会委員の委嘱について、議案 33 号安芸太田町立図書館協議会委員の任命についてまでを公開しないことについて、賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

賛成多数と認めます。

したがいまして第 31 号から第 33 号まで公開しないで審議することといたします。

それではよろしく申し上げます。

日程第 2、教育長報告

教育長)

それでは今日は口頭で報告させていただきます。

9 月の定例議会が 9 月 20 日にございましたが、それ以降で申しますと科学アカデミーを夏休みに行っていたのですが、なかなか学校との都合があいませんでしたので、9 月 30 日に中学生を中心に開催させていただきました。摩擦力という少し難しい内容でしたので、ほとんどは中学生でございました。

一人だけ小学校 1 年生が参加してくれましたが、その割にはよく頑張ってくれたと思えます。0.1 というのがなかなかわかりにくい学年なのですが、ばねばかりのメモリを読んでやっておりました。

それから町の取組では、深入山でのもみじウォーク、それから三段峡開峡 100 周年イベントということで、先週の土曜日に三段峡で開催されました。昨日一昨日と、安芸太田町文化芸能発表会がございました。川・森・文化・交流センターで展示と発表がございました。大変多くの方が参加されたと思っております。

これからの予定でございますが、明日雨が降らなければ、小学校の 5・6 年生を対象とした郡内の陸上記録会を北広島町のグラウンドで行う予定です。その他に防犯安全パレードを 20

日金曜日に、加計の市街で行う予定にしています。同じ日ですが、県内の9つの町の教育長が集まりまして視察・研修会を本町で行っていただきます。予定では戸河内小学校と加計中学校に行っていただきます。その他に寺領の祇園坊柿の栽培・加工と加計の吉水園の見学をしていただく予定にしています。22日は郡の中学校英語暗唱大会を川・森・文化・交流センターで行う予定です。共同で実践研究をしている協調学習の研究会で九州の飯塚市へ本町からも数名を派遣する予定としています。

前日も申し上げましたが、これから先、各学校で地域公開あるいは保護者参観日、祖父母参観日等の学校公開がございますのでお近くの学校へお出かけいただきいろいろとご意見をいただきたいと思っております。

それから今日お配りしております資料に横長のものがございますが、オリンピックパラリンピックのものをご覧ください。先日全国教育長役員会がございまして、そこへ競技組織委員会から担当者が来られました。インターネットを通じて学校が認証手続きを行うと、そこにありますロゴマークを使うことができるということでした。それを学校の玄関あたりに貼ってもいいし、盛り上げるためにいろいろと教材についてもインターネットで取り寄せることができるということでした。運がよい学校にはアスリートが学校に来てくれるということもあります。現在約4000校が手続きをしているだけでございますのでもっと広げて欲しいというのが要望でございました。

もう一つはマスコット投票ということで、オリンピックのキャラクターをこれから決めていくのですが全国から2000を超すアイデアが寄せられたようです。その中からいくつか絞って決選投票を子供たちにさせたいということで、各学校のクラスから一票ずつ投じることができるのでぜひ応募してもらいたいということでした。認証は中学校もできるのですがマスコット投票は小学校のみでございます。最後のページを見ていただきますと、投票の仕方が書いてあります。校長先生がインターネットを通じて登録をし、キャラクターのデザインを子どもたちみんなで見分自らのクラスではこれを投票しようということ決定します。各校で数票ですが子供に代わって校長が投票し2月にキャラクターが決まるということです。自分たちがかわったという思い出にしたいということです。午前中に行いました校長会で、ぜひ参加できるように伝えたところです。まだ東京でもあまりオリンピックの雰囲気は感じませんがこれから本町もオリンピックにかかわる取組をしてみたいと考えております。私のほうからは以上でございます。

何かご質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

日程第2、議事

教育長)

議事の内1つだけ先に審議をお願いします。議案第34号安芸太田町遠距離児童・生徒及び園児通学(園)費補助金交付規程の一部改正について事務局から説明をお願いします。

課長補佐)

(議案を読み上げる。※平成29年3月に改正した自転車通学者の補助金交付地域の修正)

教育長)

3キロ未満に該当する地域が3キロ以上の地域とされていたところを修正するというのでよいですね。

池野委員)

該当の生徒はいますか。

課長補佐)

数名います。補助金は上半期と下半期に分けて交付しておりますが、今回上半期の補助金交付に係る事務作業の中で誤りが見つかりましたのでまだ補助金の交付はしていない段階です。

教育長)

よろしいでしょうか。

それではお諮りします。議案第 34 条安芸太田町遠距離児童・生徒及び園児通学（園）費補助金交付規程の一部改正について原案のとおり賛成の方の挙手を求めます。

（ 全 員 挙 手 ）

賛成多数と認めます。よって議案第 34 号は可決しました。

それでは残りの議事は後回しにしまして報告協議に入ります。

日程第 3、報告協議

教育長)

1 の 10 月・11 月の行事予定を生涯学習課からお願いします。

生涯学習課長)

（10 月・11 日の行事予定について報告する。）

- ・国際交流「ハロウィンパーティー」
- ・吉水園 秋の一般公開
- ・つつがふるさとまつり
- ・東京オリンピックメキシコチームの受け入れ事前協議

教育長)

何かご質問がございますか。

河野委員)

メキシコチームの受け入れは新聞等でも見たのですが、大体何人ぐらいの人が来られるのでしょうか。宿泊とか、期間とかわかる範囲で教えてください。

生涯学習課長)

はっきりしたことはまだわかりませんが、世界選手権等の予選で上位成績を収めた選手がオリンピックに出るという中で、その予選に向けた合宿では約 20 名の選手が来るのではないかと思います。実際にオリンピックということになりますと出場選手が絞られますので 2～3 名程度になると思われます。予選に向けての合宿は来年 4 月から 7 月ぐらいの間で選手、関係者が来られ、2 週間ほどの期間になる予定です。前回リオのオリンピックの時は女性 2 名が選手として出場したそうです。

池野委員)

宿泊はどのようになりますか。

生涯学習課長)

全員が温井スプリングスになります。

清胤委員)

通訳は大丈夫ですか。

生涯学習課長)

大変困っております。打合せについては県のほうから通訳と一緒に参りますが、本番の合宿では必要になります。スペイン語ですので町内で話せる方を探しています。何名かはおられるようです。

教育長)

町内の教員の中にも北広島町が招致をしておられるドミニカ共和国でスペイン語の通訳をした者がいます。

清胤委員)

英語でというわけにはいかないのでしょうか。

生涯学習課長)

英語も通用するらしいのですが、基本的にはスペイン語です。JICA の関係で行ってきた人が町内におられるようなのでスペイン語が使える人は何人かおられるようです。どうかそのあたりをお願いするしかないと思います。

教育長

町として期間中の歓迎会とか交流会とかをする必要があるのですか。

生涯学習課長)

県は盛んに交流と言っているのですが、話を聞くと選手はストイックになっているところがあるのであまり交流というと選手は嫌がるということです。今考えておりますのは、加計高校のライフル射撃部との交流でしたら同じ競技での交流ですので受け入れてくれるのではないかと思います。上手に活用すれば加計高校の生徒が世界的なプレーヤーと交流が持てるのでそういう活用ができたらと思います。

レセプションとか派手でないようにしていただき、あちこちに引っ張りますことがないようにしたいと思います。ただお国柄もあるのでどこまでできるのかよくわからないというのが正直なところです。

河野委員

町として受け入れを要望したのですか、県から依頼があったのですか。

生涯学習課長

手を挙げたというよりもライフル射撃場というのは県内では筒賀以上の施設がないのですから手を挙げるか挙げないかでなく最初から当選確実状態でした。他市町は希望する競技を受け入れたいということで立候補し誘致合戦をしたというところもありました。本町の場合は誘致合戦というよりも最初から受け入れてもらわないと競技ができる場所がないということで、基本的に初めから本町しかないということでした。

河野委員

ライフル射撃場というのは、今はライフル協会へ管理委託されていて、町独自の運営ということはないと思うのですが、建物は町のものでしょうか。

生涯学習課長

建物はアジア大会の時にアジア大会実行委員会というものが建設しました。実際には広島県と広島市が建て、実行委員会から広島県と広島市に対して寄付したという形になっています。土地は元筒賀村の土地を無償で借り受けています。ライフル協会は広島県から委託を受けて管理をしているという形です。町のかかわりというのは、建物に対しては何もございません。

河野委員

私も何度か行ったことがあるのですが、設備はあまりよいと言えず、冷房も暖房もありません。将来に向けてよそから来てくれるということになれば、建物自体も改善していく必要があるのではないのでしょうか。

生涯学習課長

県から今回の引き受けの話があったとき、条件として建物に対する整備を前提にしてもらわないと選手からこのようなところではできないと言われたらどうしようもないので県で対応してくださいとお願いしています。そういう方向で県も全面的な協力をするということです。

ただ、実際にはオリンピックチームを招致しているところと建物を管理しているところは別の部署なのですが、そういう中で進めていくということです。

夏に全国高校選手権大会を行っていますが実際に熱中症になることもあり、大変なのですが、あまり風をおこすと今度は弾が曲がります。大きな射撃場ですのでファイナルの会場だけでも何とか空調を効かす方法はないかということを検討しています。

日本でこれだけ大きな射撃場はありません。埼玉の射撃場が大きいのですが、筒賀よりも一回り小さく、国際大会ができる射撃場は唯一筒賀だけです。

河野委員)

特殊な施設ですので選手等は割り切ってやるのだらうと思うのですが、今回のようによそから来た人や見に行った人というのはあまりよい印象を受ける施設ではないということも聞いています。無理な話かもしれませんが、あの管理等がもう少しよい話になるのであればと思います。イメージ的なものがあるので。

教育長)

実弾が飛ぶエアライフルでも 50 メートルという距離があり、全部開け放して草原を越えていくところがありますのでそうすると全部に冷房を効かせるというのは無理でしょうし、ファイナル会場だけでもと思います。

河野委員)

冷暖房やトイレもどう管理するかということを含めていろいろ事情があると思うのですが、日本でも有数の施設ということになれば、少しでも整備ができればよいと思います。

教育長)

他にはよろしいですか。

それでは報告協議2、ひろしま教育の日の関連事業について事務局から説明をお願いします。

萩原主幹)

(資料 p 2・3 により説明する。)

教育長)

3 ページは県が行うフォーラムですね。何かございますか。
よろしいでしょうか。

それでは、報告協議3にまいります。管理職選考試験と人事異動におけるスケジュールについて説明をお願いします。

沖本主幹)

(口頭で説明する。)

教育長)

何かございますか。
よろしいですか。では4の働き方改革について説明をお願いします。

沖本主幹)

(資料1により説明する。) ※中教審 緊急提言

教育長)

何かご質問等ございますか。

池野委員)

長時間勤務は特に健康管理という面で重要な問題だと思いますが、ノー残業デーなどこれまでも取り組まれてきたと思います。教職員も授業だけに集中できればよいのですが、その他のことも非常に多くてそうはいかないのだと思います。電通などは一斉消灯するなどしていますが健康面が一番重要なのでよろしくお願ひしたいと思います。

教育長)

午後10時まで残っている学校は少なくなっていると思います。

正山委員)

学校に残っている時間は減っても持ち帰りの時間が減らなければ睡眠時間を削ることになりますので、何が必要な業務で、何を減らすことができるのか簡潔にできるものをある程度突き詰めてやっていくということが大切だと思います。

池野委員)

盆休みなど学校一斉閉庁をされるようにできることから進めていってほしいです。

河野委員)

タイムカードの導入にはよい面とそうでない面があると思います。どういう点でよいことが

考えられるのでしょうか。

沖本主幹)

現在は教職員の自己申告なのですが、本当に事実かどうかということ客観的に記録する方法を取り入れ正確に調査することができます。管理のための把握です。

河野委員)

管理をすることは当然大切なことなのですが、もう少しやりたい仕事があるのに管理をされるのでできないということになればよくない面が出てくるのではないかと思います。

パート勤務が多い職場ではよくあることでしょうか、時間外勤務手当やサービス残業のこともあって町職員も導入していないと思うのでタイムカードが本当に必要なのかと思います。

教育長)

学校の職員で時間外勤務手当が出ているのは事務職員と栄養職員だけです。校長・教頭は管理職手当です。教諭等はあらかじめ若干の時間外があるだろうという想定で月額給料の4%が先に上乘せされています。いくらやっても金額は変わりません。

事務職員・栄養職員については時間外勤務手当の支給のためにきちんと時間を記録しています。事前に届け出て勤務することになっています。教諭等はやってもやらなくても4%ということなのですが、とても4%どころの時間ではありませんので、我々サービス監督者の立場、任命権者の立場、制度を作った国の立場としてもカチツとした時間外勤務の数字が出ることは非常に厳しいことになるのですが、それを放置していることと労基法とのことが絡んで来れば国や県は看過できないということです。ただ勤務時間管理は全国一斉に同じ手法を取っていないので、あえて国が調査しないと分からない中でタイムカードを使ってでも図ってくださいと打ち出してきたのは覚悟の上だと思います。今後処遇改善も考えないといけないと思います。個人的な考えですが、このような長時間労働の現状が続くと教員になりたいという人が減っていくのではないかと思います。きつい仕事や金銭的に報われない仕事ということになると魅力のない職業ということで応募者が少なくなっていくと思われま。国も言い出した以上、これをてこに教員の定数を増やすとか給料改善を図るとか対策を講じなければならなくなると思います。

河野委員)

労働基準法上の監督というのはどのようになっているのでしょうか。

教育長)

任命権者は県教委、サービス監督者は町教委、直接の使用者は校長ですから校長は責任を逃れることはできないと思います。学校の勤務監督をしておりますから職務命令も出せます。

サービス監督権ということからは市町の教育委員会の責任となると思います。県教委としては県立学校が所管です。

沖本主幹)

校長研修会で校長の意見も聞きましたがタイムカードを導入すると早く帰れるようになるかというところというものではないということでした。業務が減るわけでもないし、担当授業時数が減るわけでも教材研究に係る時間が減るわけでもありません。ただ勤務時間を意識することについては、教員はいくらやっても給与は変わらないという中で時間の意識が非常に薄いのでいくらかの効果があると思います。時間的に4%は30分にもならないぐらいですから、中学校は部活動の指導を行うだけで超えてしまいます。会議や打ち合わせ、授業準備

や教室等の環境整備といったことは時間外になってしまうことが多いのが実態です。また 45 分間の休憩もとれているかといった問題もあります。その中でタイムカードを導入するというのは、大手企業等でも長時間労働が問題になっている中で看過できないということが背景にあるのだと思います。

河野委員)

職場の状況が変わらないままに管理されるということで意欲が高まるのならばよいですがタイムカードについてはいろいろな考え方があるのではないかと思います。

教育長)

正山委員が先ほど言われたように根本的に業務を見直さないといけないのだと思います。学校にはいろいろな職種があって、例えばスクールカウンセラーという職ですが昔はありませんでした。養護教諭がいない時代もありました。当時は女性の先生が葉を塗ってくれました。教員が相談に乗ってくれましたが今は専門のカウンセラーがいます。だんだんと専門家が入ってきました。海外では看護師やスクールポリスがいるところもあります。役割を増やしていった教員が授業に専念できるということがこれから求められてくるのだと思います。中教審の提言をよい方に取ればこの現状を改善するには「チーム学校」という役割分担をして多くの業務を教員以外が担当していかなければいけないのだと思います。先週の会議でも事務職員の役割を拡大していくことが話し合われました。掃除を業者に任せたり、部活動を外部に任せたりということにまでなれば教育論として整理していく必要もあると思います。

今後総合的にこれらのことを見直していくためには全国的なデータを同じ基準で集めていくためにタイムカードの導入も行政としてやっていかなければならないと思います。

清胤委員)

用務員は学校におられないのですか。修繕とか草刈りとかごみの分別とかをやっていたらと助かるのではないかと思います。

民間のことからこのような改善が求められているのだと思いますが、親や先生というものは休憩というよりもいつも子供たちに寄り添って頭の中から離れないし考えているというもので教育というのはそういうもののような気がします。

池野委員)

教員も生身の人間ですから限界もありそういう意識だけで考えてはいけないと思います。学校に専門的な職員をおくことも地域的に難しいところがあると思います。タイムカードの良し悪しもいろいろあると思います。町役場で取り入れたこともあります。使い方によっては必ずしも正確なものにならないことも考えられるのでパソコンで自動的に記録できればよいと思います。いずれにせよ勤務実態を把握した上で教員が魅力ある職業になるために改善に向けて努力していただきたいと思います。

教育長)

用務員について多く付けているところは広島市、呉市、尾道市です。町はありません。以前は加計中などに町費でおられました。今は修繕や草刈りなど管理職が代わりに行っています。それだけで時間外が減るということではないですがいろいろと見直す必要があると思います。

5 番の服務規律の厳正確保についてお願いします。

沖本主幹)

(資料 4 ページにより報告する。)

教育長)

以上で報告協議がすべて終わりました。
先ほど後回しにしました議案について審議をお願いします。

(非公開で審議する。)

教育長)

次回の教育委員会について日程調整をお願いします。

沖本主幹

(日程調整を行う。)

教育長)

以上で第10回教育委員会会議を終わります。ありがとうございました。

(午後3時10分 閉会)